

八、備前六郡時年二、三歳の子
 九、備前六郡小童の多し、其の養育に苦むる者あり、其の養育に苦むる者あり
 十、備前六郡の貧乏者あり、其の救済に苦むる者あり
 十一、備前六郡の貧乏者あり、其の救済に苦むる者あり
 十二、備前六郡の貧乏者あり、其の救済に苦むる者あり
 十三、備前六郡の貧乏者あり、其の救済に苦むる者あり
 十四、備前六郡の貧乏者あり、其の救済に苦むる者あり
 十五、備前六郡の貧乏者あり、其の救済に苦むる者あり
 十六、備前六郡の貧乏者あり、其の救済に苦むる者あり
 十七、備前六郡の貧乏者あり、其の救済に苦むる者あり
 十八、備前六郡の貧乏者あり、其の救済に苦むる者あり
 十九、備前六郡の貧乏者あり、其の救済に苦むる者あり
 二十、備前六郡の貧乏者あり、其の救済に苦むる者あり

以上

第...八号

昭和六年十一月十九日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏 殿
 社会局長 官殿
 各都府県長官殿 (八都府県)

總同盟全國大會代表、日石本社訪問、関スル件

6.11.21
3265

要旨

川崎事件以下十名、十一月十七日、本社訪問、兵庫川倉庫、於テハ、争議、解決方、關スル
 十一月十六日、管下總同盟本部、於テハ、今組合全國大會、於テハ、日
 本石油株式会社、大阪、安治川倉庫、於テハ、労働争議、應、解決方、決議
 代表十名、選出シテ、本社、訪問、交渉スル、コト、ハ、シタ、ル、ナリ